

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

熊本県は、来年度から荒瀬ダム撤去に取り組むという地元との約束を果たすため、平成 22 年 2 月に発表した撤去方針に基づき、本年 9 月 2 日に河川法に基づく除却申請を行った。

しかしながら、荒瀬ダム撤去には巨額の費用が見込まれ、設置者である県だけでは到底対応できない状況であり、撤去にかかる最大の課題である財源不足の課題は残されたままである。

国においては、荒瀬ダム撤去に係る国と熊本県の検討会議を立ち上げ、道路嵩上げや路側構造物の補強等について、国の交付金による支援の道を開かれたものの、依然として、荒瀬ダム本体撤去についてはいまだ支援の目途が立っていない状況にある。

菅前総理大臣は、政権交代前から荒瀬ダム撤去に対する国の支援について言及されており、本年 2 月の国会の場においても「自然回復の観点も含め、国による支援の可能性について検討を指示したい」と再度発言されている。また、県選出の民主党国会議員等からも「ダム撤去に向けて、財政面をはじめさまざまな支援を惜しまない」との発言も相次いで行われた。

知事の撤去方針決定に当たっては、これまでの菅前総理大臣や県選出の民主党国会議員等の発言により、県民の間に、政権交代後は「国が財政支援をし、荒瀬ダムを撤去できる」という期待感が高まったことが、大きな要因となっている。本県の荒瀬ダム撤去に対する国の財政支援を求める要望に対して、本年 9 月に発足した野田内閣においても閣僚から理解を示す発言がなされている。民主党政権として、この地元の期待に全面的に応え、撤去資金不足を解消していただく必要がある。

よって、国におかれては、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、国を挙げて、その復旧・復興のために全力を傾けられているところであるが、これまでの経緯を踏まえ、全国初のコンクリートダム撤去である荒瀬ダム撤去に対する財政支援について、積極的に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 10 月 7 日

熊本県議会 議長

馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	前田武志様
環境大臣	細野豪志様